

滝川市における公の施設の
指定管理者候補者選定審査報告書

令和7年11月

滝川市指定管理者選定職員会議

滝川市における公の施設の指定管理者の候補者選定に係る審査結果について

総合交流ターミナルたきかわについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者制度を導入するため、指定管理者を募集したところ、1 団体から申請がありました。

滝川市指定管理者選定職員会議（以下「選定会議」という。）は、申請内容について提出書類と申請者プレゼンテーション及びヒアリングを基に総合的に審査したので、その結果を次のとおり報告します。

令和 7 年 11 月 7 日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市指定管理者選定職員会議委員長 中島 純一

記

1 指定管理候補者

公の施設の名称	指定管理者候補者名
総合交流ターミナルたきかわ	滝川地方卸売市場株式会社

2 審査経過及び講評等 別紙のとおり

参考

滝川市指定管理者選定職員会議構成員

委員長 中島 純一 （滝川市副市長）

副委員長 稲井 健二 （滝川市産業振興部長）

委員 和田 英昭 （滝川市総務部長）

委員 土橋 真由美 （滝川市産業振興部産業振興課長）

委員 山平 千奈都 （滝川市産業振興部観光課長）

別紙

審査経過及び講評等

1 募集及び選定の経過

- (1) 第1回滝川市指定管理者選定職員会議 令和7年8月29日(金)
(スケジュール、選定方式、募集要項及び業務仕様書の決定)
- (2) 公募告示(募集開始) 令和7年9月16日(火)
- (3) 申請受付期間 令和7年9月16日(火)～令和7年10月16日(木)
- (4) 質問受付期間 令和7年9月16日(火)～令和7年10月6日(月)
- (5) 現地説明会 令和7年10月2日(木)
- (6) 第2回滝川市指定管理者選定職員会議 令和7年10月24日(金)
(審査基準の確認)
- (7) 第3回滝川市指定管理者選定職員会議 令和7年10月31日(金)
(申請者プレゼンテーション、ヒアリングの実施及び指定管理者候補者の決定)

2 申請団体数 1団体

3 選定審査の方法

- (1) 提出書類の確認
申請者からの提出書類については、募集要項に定める申請の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
- (2) 申請書類等審査
提出書類(事業計画書、収支計画書等)の詳細について、提案内容を精査しました。
- (3) 財務分析の実施
提出書類の貸借対照表、損益計算書等を基に、総資本経常利益率、流動比率、当座比率、経常収支比率、自己資本比率などの指標による分析を行い、併せて内部留保資金の大きさ、資本金の規模、債務超過・不良債権の有無、営業利益などについて精査しました。
- (4) 申請者プレゼンテーション及びヒアリング
申請者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
実施日 令和7年10月31日(金)
場 所 滝川市役4階 401会議室
内 容 15分間のプレゼンテーション及び30分間のヒアリングの実施
- (5) 総合審査
総合審査は、指定管理者候補者審査・選定基準(平成18年11月10日施行)に基づき取り進めました。
申請書その他添付書類並びにプレゼンテーション及びヒアリング内容をもとに、選定会議(出席委員5名)において、指定管理者選定審査票に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員ごとに採点(100点満点)し、得られた各委員の審査点を合算したもの(500点満点)を申請者に係

る審査点とし、審査点の総合計が標準点（満点の 100 分の 60）に達しているか否かの確認を行いました。

この結果、標準点（満点の 100 分の 60）を満たした団体を指定管理者候補者に選定しました。

4 選定結果

申請者	満 点	審査点
滝川地方卸売市場株式会社	500 点	360 点（100 分の 72）

5 審査講評

総合交流ターミナルたきかわは、都市と農村の交流の場として、地元農産物等の販売、地元食材を利用した食事の提供等による地域の総合的な情報発信を行い、もって農業・農村の振興及び地域の活性化に資することを目的に設置されました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、この施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者候補者審査・選定基準に基づいて審査を行い、募集要項・業務仕様書で示した要求水準を満たしていると評価しました。また、その審査において特に次の点について評価しました。

指定管理者候補者については、

- （１）総合交流ターミナルたきかわの指定管理者として、集客力を向上させてきた実績を基に、豊富な経験とノウハウを生かして、施設の適切な管理運営が今後も期待できること。
- （２）施設の設置目的を踏まえた基本方針が設定されており、地元農業者と連携した農産物等の販売や地元食材を活かした新商品の開発など、引き続き地域に根ざした事業運営が期待できること。
- （３）これまでの実績に基づく適正な人員配置計画が示されているほか、各種研修による人材育成についても適切に実施されることが期待できるなど、安定した施設管理が見込めること。

以上のような点を踏まえ、総合的に審査した結果、「滝川地方卸売市場株式会社」を総合交流ターミナルたきかわの指定管理者候補者として選定しました。